記者資料提供(令和4年6月9日)

企画調整局参画推進課 竹原、荻野



TEL:078-322-6687 内線:2318 E-mail: kobeppp@office.city.kobe.lg.jp

神戸市、メットライフ生命が包括連携協定を締結 ~神戸のまち・くらしの質を高め、海と山が育むグローバル貢献都市の実現~

神戸市とメットライフ生命保険株式会社は令和4年6月9日、「人材育成」、「スタートアップ支援」、「環境サステナビリティ」、「健康増進、ウェルビーイング向上」、「神戸の魅力向上と情報発信」の5項目において、包括連携協定を締結しました。 本協定に基づき、神戸市とメットライフ生命は、神戸のまち・くらしの質を高め、海と山が育むグローバル貢献都市の実現にともに努めていきます。

1.「神戸市とメットライフ生命との包括連携に関する協定」の具体的な内容

(1) 人材育成に関すること

- ○世界で活躍できるグローバル人材の育成:大学生向けのグローバル人材育成講座を実施
- 〇高校における STEAM 教育の支援:高校生向けにデータサイエンティストによるプログラムを実施
- ○DEI(ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン)の理解促進・文化醸成:職員研修を実施

(2) スタートアップ支援に関すること

○神戸市と協働した女性起業家の支援:シリコンバレー発の女性起業家育成プログラムへの支援を実施

(3) 環境サステナビリティに関すること

○里地里山の保全活動への参画:北区の「キーナの森」にて森林保全ボランティアを実施

(4) 健康増進、ウェルビーイング向上に関すること

- ○次世代のためのファイナンシャルリテラシー向上:高校家庭科教職員向けに金融教育に関する研修を実施
- ○安心・健康でゆとりあるくらしのための情報発信:健康・介護・認知症関連施策に関する情報を発信

(5) 神戸の魅力向上と情報発信に関すること

- ○社内のデジタルツールを活用した「神戸ブランド」の発信:神戸市の観光情報やふるさと納税等の情報を発信
- ○海外への市内大学の情報発信:海外で日本/神戸留学セミナーを実施

上記の他にも、さまざまな連携事業に取り組んでまいります。

2.メットライフ生命について

メットライフ生命は日本初の外資系生命保険会社として1973年に営業を開始し、現在は世界有数の生命保険グループ会社、米国メットライフの日本法人としてお客さまに常に寄り添い、最適な保障を選ぶお手伝いをしています。多様な販売チャネルを通じて、個人・法人のお客さまに対し幅広いリスクに対応できる、革新的な商品の提供に努めています。https://www.metlife.co.jp/

3.添付資料

- ・神戸市とメットライフ生命との包括連携に関する協定書
- ・神戸市とメットライフ生命との包括連携協定締結について

神戸市とメットライフ生命保険株式会社との包括連携に関する協定書

神戸市(以下「甲」という。)とメットライフ生命保険株式会社(以下「乙」という。)とは、相互の連携を強化し、神戸のまち・くらしの質を高め、海と山が育むグローバル貢献都市の実現を目指し、協働で取り組むため、次のとおり、協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(連携事項)

- 第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、保険業法等適用ある法令等で許容される 範囲内で、次の事項について連携し協力する。
 - (1)人材育成に関すること。
 - (2) スタートアップ支援に関すること。
 - (3) 環境サステナビリティに関すること。
 - (4)健康増進、ウェルビーイング向上に関すること。
 - (5)神戸の魅力向上と情報発信に関すること。
 - (6) その他、本協定の趣旨を実現するために必要なこと。
- 2 甲及び乙は,前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため,継続的な意見 交換を行い,具体的な事業の実施にあたっては,都度必要な協議及び契約の締結を行うも のとする。

(機密の保持)

- 第2条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を第三者(メットライフグループ関連会社及び弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家を除く。)に対して漏らしてはならない。 本協定の効力が失われた後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

(期間)

- 第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年(2023年)3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 前項の有効期間中にかかわらず、甲又は乙は、解約予定日の1か月前までに書面により 相手方に通知することにより、相手方に何らの責任を負うことなく、本協定を解約できる ものとする。

(実績報告)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づいた当年度の連携事業の報告書を協議のうえ作成するものとする。

(協定の解除)

第5条 甲及び乙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上,本協定の締結を証するため,本書2通を作成し,甲及び乙が署名のうえ,各自その1通を保有するものとする。

令和4(2022年)年6月9日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 甲 神戸市 代表者 神戸市長

東京都千代田区紀尾井町1番3号 乙 メットライフ生命保険株式会社 取締役 代表執行役 会長 社長 最高経営責任者